

高根沢町告示第 16 号

高根沢町新庁舎等建設工事総合評価落札方式実施要領を次のように定める。

令和 8 年 5 月 18 日

高根沢町長 神 林 秀 治

高根沢町新庁舎等建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高根沢町（以下「町」という。）が発注する高根沢町新庁舎等建設工事（以下「対象工事」という。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格及びその他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (2) 価格以外の評価点 施工能力、施工実績及び技術提案等について、あらかじめ定めた評価基準に基づき評価し、算定した評価点をいう。
- (3) 評価項目算定資料 施工能力、施工実績及び技術提案等を評価するための資料をいう。
- (4) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を合計した評価点をいう。

2 前項第 1 号及び第 2 号の評価点は、総合評価点算定基準（別記）に基づき算定するものとする。

(入札方法)

第3条 対象工事に係る総合評価落札方式に関しては、この要領に定めるもののほか、高根沢町契約事務規則（平成19年高根沢町規則第44号）、高根沢町事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成26年高根沢町告示第196号）及び高根沢町低入札価格調査制度実施要綱（令和元年高根沢町告示第119号）に定めるところによる。

(審査依頼)

第4条 対象工事の所管課長は、対象工事を発注しようとするときは、総合評価落札方式の実施の適否、入札参加要件及び落札者を決定するための総合評価の方法や配点（以下「落札者決定基準」という。）について、高根沢町建設工事入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を受けなければならない。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 町長は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 町長は、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、前項の意見の聴取の際、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第6条 町長は、落札者決定基準について、前条第1項の規定による意見聴取の結果を踏まえ、審査会の審議に付して決定するものとする。

(入札公告)

第7条 町長は、対象工事の入札公告をするときは、次の事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 評価項目算定資料の種類、提出期限及び提出場所
- (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点
- (4) 落札者決定基準及び落札決定方法
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(提出資料)

第8条 入札参加者は、評価項目算定資料、入札書及び工事費内訳書を指定された日時に提出しなければならない。

(提案評価の審査等)

第9条 提案評価の審査は、対象工事の総括監督員及び主任監督員となるべき職員並びに町長が指名した建設工事に識見のある職員の3名が行い、その結果を入札執行者（町長が入札の執行を委任した者をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

2 提案評価以外の審査は、総務課において行い、その結果を入札執行者に報告するものとする。

3 入札執行者は、前2項の審査結果を審査会の審議に付するものとする。

4 審査会の長は、審査会の審議の結果を入札執行者に通知するものとする。

(価格以外の評価点の通知及び疑義照会)

第10条 入札執行者は、前条第4項の規定による通知があったときは、価格以外の評価点を入札参加者に通知するものとする。

2 入札参加者は、自らの価格以外の評価点について、疑義の照会をすることができるものとする。

3 入札執行者は、前項の照会があった場合は、審査会の審議に付し、その結果を回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正したときは、当該修正後の評価点を併せて通知するものとする。

(価格以外の評価点の決定)

第11条 価格以外の評価点は、審査会が決定するものとする。ただし、前条第2項の規定による疑義の照会があった場合は同条第3項の規定による審査会の審議において決定したものとみなし、疑義の照会がなかった場合は第9条第3項の規定による審査会の審議において決定したものとみなすことができる。

(開札及び総合評価点等の算出)

第12条 開札は、価格以外の評価点が確定した後に、評価項目算定資料を提出した者について行う。

2 開札したときは、入札執行者は、入札参加者の入札価格を読み上げた後、落札保留を宣言し、次のことを告げて開札を終了するものとする。

(1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札が無効でないものについて総合評価を行うこと。

(2) 低入札価格調査及び入札参加資格の審査後に落札者を決定すること。

3 価格点及び総合評価点の算出は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札が無効でないものについて行う。

4 評価項目算定資料の提出のない者の入札は、無効とする。

(落札第1順位者の決定方法)

第13条 入札執行者は、総合評価点により順位を決定し、最も総合評価点の高い者を落札第1順位者（以下「第1順位者」という。）とする。

2 第1順位者が2者以上になった場合は、価格点が高い者を上位とし、価格点も同じ場合は、くじにより決定する。

(低入札価格調査及び資格審査)

第14条 入札執行者は、第1順位者の入札価格が低入札価格調査制度による調査基準価格を下回る額であったときは、直ちに低入札価格調査を行い、低入札価格調査制度の適用後に失格とならなかった者について入札公告に定める入札参加資格要件を満たしていることの審査（以下「資格審査」という。）を行い、適格であると認めるときは、当該第1順位者を落札候補者とする。

2 入札執行者は、低入札価格調査又は資格審査により第1順位者が失格となったときは、当該第1順位者の次に総合評価点の高い者を第1順位者とし、落札候補者が決定するまで低入札価格調査又は資格審査を行うものとする。

3 入札執行者は、落札候補者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

(落札者の決定)

第15条 入札執行者は、落札候補者が決定したときは、落札者の決定について審査会の審議に付するものとする。

2 審査会は、第5条第2項の規定による学識経験者の意見を踏まえ、落札者を決定するものとする。ただし、学識経験者から落札者を決定するときの意見聴取を不要とする旨の意見が述べられた場合は、当該意見聴取を省略し、落札者を決定するものとする。

3 入札執行者は、落札者が決定したときは、町ホームページで入札結果を公表するものとする。

(提案内容の確保)

第16条 町長は、総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等の明らかに悪質な行為があったと認めるときは、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることができる。

2 町長は、受注者の履行状況について、受注者の責により入札時の評価内容を満たす施工が実施されていないと判断した場合は、工事成績評定を減ずるものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しない。

(資料の作成費用)

第 18 条 入札参加者が総合評価落札方式による入札に関する資料等の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別記（第2条関係）

総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

ア 価格点 70点

イ 価格以外の評価点 30点

3 価格点の算定方法

（1） 価格点は、次の算式により算定し、小数点以下第4位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

（2） 最低価格は、各入札参加者の入札金額（消費税等相当額を含まない。以下同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札参加者の入札金額とする。

（3） 最低価格が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った場合は、当該調査基準価格を最低価格とする。この場合において、当該調査基準価格を下回る者の入札価格は、一律、当該調査基準価格と同額として算定する。

4 価格以外の評価点の算定方法

（1） 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）時点において、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

（2） 価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体に係る入札にあっては、代表構成員を対象として行う。

	評価項目	評価内容	配点	評価基準及び評価点
1 実績評価	ア 企業の施工実績	過去に同種・類似工事を元請（JV 構成員を含む。PFI 事業にあっては、PFI 事業者から直接受注したものを含む。）として施工した実績を評価する。 なお、同種・類似工事とは以下の①及び②のとおりとする。 ① 平成 28(2016)年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注した、延べ面積 5,000 m²以上で鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の庁舎における、新営工事に係る建築一式工事（工種が建築一式工事のものに限る。） (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村のいずれかの者 (ii)上記(i)が発注した PFI 事業を受注したもの ② 平成 28(2016)年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注した、延べ面積 3,000 m²以上で鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の屋内体育施設又は文化ホールにおける、新営工事に係る建築一式工事（工種が建築一式工事のものに限る。） (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村のいずれかの者 (ii)上記(i)が発注した PFI 事業を受注したもの	3.0 点	①②両方 3.0 点 どちらか 1.5 点 なし 0 点
	イ ISO の取得状況	評価基準日時点で有効な以下の ISO の認証取得の有無により評価する。 ①ISO9001	1.0 点	①②両方 1.0 点 どちらか 0.5 点 なし 0 点

		②IS014001		
	ウ 事業所(本社)の所在地	本店(建設業法に基づく主たる営業所に限る。)の所在地が、次に掲げる地域内に存在するかで評価する。 高根沢町、宇都宮市、さくら市、那須烏山市、芳賀町、市貝町のいずれかの市町	1.0 点	該当 1.0 点 非該当 0 点
	エ 配置予定技術者の施工実績	過去に同種・類似工事を元請(JV 構成員を含む。PFI 事業にあっては、PFI 事業者から直接受注したものを含む。)として施工した実績を評価する。 なお、同種・類似工事とは以下の①及び②のとおりとする。 ① 平成 28(2016)年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注した、延べ面積 5,000 m²以上で鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の庁舎における、新営工事に係る建築一式工事(工種が建築一式工事のものに限る。) (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村のいずれかの者 (ii)上記(i)が発注した PFI 事業を受注したもの ② 平成 28(2016)年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注した、延べ面積 3,000 m²以上で鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の屋内体育施設又は文化ホールにおける、新営工事に係る建築一式工事(工種が建築一式工事のものに限る。) (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村のいずれかの者	3.0 点	①②両方 3.0 点 どちらか 1.5 点 なし 0 点

2 提案評価		(ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注したもの		
	オ 企業の取組	評価基準日前2年間における、建設業の担い手確保や待遇改善に資する以下の取組実績の有無で評価する。 ①週休2日制工事の施工実績 ②若手・女性技術者の配置実績 ③建設キャリアアップシステムの導入実績	2.0点	2つ以上該当 2.0点 1つ該当 1.0点 該当なし 0点
	カ 事業の推進体制	施工体制や技術者の配置、情報共有・情報伝達に関する課題とその対応について技術的所見を求める。	4.0点	それぞれ A評価 4.0点 B評価 3.0点 C評価 2.0点 D評価 1.0点 E評価 0点
	キ 工程管理及び品質管理	本事業の特性を踏まえ、工程管理及び品質管理に関する課題とその対応について技術的所見を求める。	4.0点	
	ク 安全管理及び近隣住民への配慮	工事の安全対策及び近隣住民等への配慮に関する課題とその対応について技術的所見を求める。	4.0点	
	ケ 環境負荷の低減	工事に伴う環境負荷の低減に関する課題とその対応について技術的所見を求める。	4.0点	
	コ 地域貢献	下請や資材調達における地元企業の活用、高根沢町の地域活性化に関する課題とその対応について技術的所見を求める。	4.0点	